

## 第 61 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（令和 5 年法律第 58 号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正等に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。